

第1部 水産業の動向

1 水産業を巡る概況

<平成17年度の概況>

本県水産業は、県内はもとより全国各地へ水産物を安定的に供給する役割を担うとともに、本県の基幹産業として地域経済の発展に大きく貢献してきました。

平成17年度においては、我が国周辺水域の水産資源の低迷や国際的な漁業規制の強化、輸入水産物の増大などといった従来から続く諸問題に加えて、原油価格の高騰による燃油や関連資材価格の上昇、WTO（世界貿易機関）を舞台にした我が国のノリ輸入割当（IQ）制度を巡る問題など、今後の漁業経営に大きな影響を及ぼす国際的な問題が起きています。

また、水産加工業に関しても、水産物の需要増大など世界レベルでの需給構造の変化により、原魚価格が高騰するとともに、燃油価格の上昇も追い打ちを掛ける形となり、経営環境は厳しい状況となっています。

水産業を巡る状況は益々グローバル化が進むものと見られ、今後も様々な角度から国際的な動向を注視していく必要があると言えます。

一方、県内においては、仙台湾における貧酸素水の恒常的発生、サキグロタマツメタによるアサリの食害や河川等におけるコイヘルペスウイルスの拡大など、漁場環境等に関する問題も見られています。

さらに、魚価の低迷や産地間競争の激化、漁業者の高齢化や後継者不足、流通や消費の多様化、金融自由化の進展など、漁業を取り巻く様々な環境変化に伴い、県内漁業協同組合の一漁協への大合併の取組や、日本鯉鮪漁業協同組合連合会の事業・組織改革など、業界団体再編の動きも大きく加速しました。

(1) 漁業用燃油価格の高騰

世界的な原油価格の高騰に伴い、漁業経営における経費の中で大きな比重を占める燃油の価格も一昨年来高騰を続けており、漁業経営に重大な影響を及ぼしています。

特に、遠洋漁業をはじめとする漁船漁業においては経費の中でもその圧縮が難しく、燃油価格の急激な上昇はこれまでのコスト削減努力を超え、その経営を著しく圧迫していることから、関係業界、沿海市町等は相次いで県などへの陳情要望活動を行いました。

県においても関係省庁への要請等を行うとともに、国の施策と呼応する形で各種支援策を実施していますが、原油価格は現行水準が今後もある程度継続するものと見込まれており、漁業経営への長期的な影響が懸念されています。（P50「コラム」参照）

[近年の燃油単価（A重油。農林漁業用）]

| 年 月 | A重油単価（円/1） | 指 標 |
|---------|------------|-----|
| 平成16年4月 | 27.24 | 100 |
| 平成17年4月 | 47.15 | 173 |
| 6月 | 49.40 | 181 |
| 8月 | 49.40 | 181 |
| 10月 | 55.63 | 204 |
| 12月 | 49.52 | 182 |
| 平成18年1月 | 51.59 | 189 |
| 3月 | 52.54 | 193 |
| 4月 | 62.27 | 292 |

資料：財務省貿易統計（輸入単価）

(2) ノリの輸入割当（IQ）制度をめぐるWTOパネル交渉

我が国では、国内における水産物の需給調整及び周辺海域における資源管理措置を補完する意味から、ノリ、ホタテ、アジ、サバなど17品目について水産物輸入割当（IQ）制度を維持しています。（主要国では日本のみ）

このうちノリのIQ制度に関して、韓国は、WTO協定に違反しているのではないかとして、パネル（紛争処理手続）設置を提訴し、平成17年3月にパネルの設置が決定されました。

本県のノリ養殖業は、平成17年漁期の生産量が約7億9千万枚（全国の7.9%）・生産額が66億1千万円（同7.2%）と、極めて重要な産業であることから、県として国に対しIQ制度の堅持等を要請してきました。

8月・10月に2回のパネル会合が開催された後、平成18年1月の日韓非公式事務協議における合意により、韓国からの提訴は取り下げられましたが、同国からの輸入枠を10年後には12億枚に拡大することが決定しました。これにより現在の輸入枠5.85億枚（韓国枠3.4億枚、中国枠2.3億枚、グローバル枠0.15億枚）から、今後大幅に輸入が増加することとなりました。（P13「コラム」参照）

本県ノリ養殖業においては今後、協業化等によるコスト削減やブランド性の確立などの競争力を強化するための取組が重要となっています。

(3) 日本鯉鮪漁業協同組合連合会（日かつ連）の事業・組織改革

日本のかつお・まぐろ漁業をけん引してきた日かつ連は、魚価の低迷や燃油価格高騰などにより増加した固定化債権を整理し、将来にわたるかつお・まぐろ漁業の存続と漁業経営の安定を図るため、全国を一本化した新たな漁協の設立など事業や組織の合理化、効率化を図ることとしました。

このことにより、かつお・まぐろ漁業経営体は資金調達方法の見直し等を余儀なくされることとなり、一部は経営存続を断念する経営体も出てきています。

全国の遠洋まぐろはえ縄漁船の4分の1が所属する本県にとっては、仕込み、修繕等の関連業界を含めて地域経済への影響が危惧されており、県では、地域への影響緩和を目的とした資金枠の創設や相談窓口を設置するとともに、関係する県内市町や道県と連携をとりつつ国への働きかけなどを行っています。

また、県内には日かつ連傘下の3つの鯉鮪漁業協同組合がありますが、日かつ連の改革によりその役割を終えることとなるため、各組合では今後の組織の在り方について検討が行われています。

(4) 食育基本法の制定

近年、国民の健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的状況にあるとして、平成17年7月に食育基本法が制定されました。

食育基本法は、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、国民運動として食育を推進するための基本的施策が示されています。

また、平成18年3月には国の食育推進基本計画が決定されており、この中では、農林漁業者による食育の推進や地産地消の推進なども掲げられてい

ます。

このようなことから水産業においては、水産物に関する消費者への情報提供や交流等を通じて水産業への関心や理解の促進を図るとともに、多くの県民・国民に、より安全・安心な水産物を提供していくことが求められています。

「食育」の定義

- イ 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。
- ロ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

(5) 加工食品品質表示基準の改正（原料原産地表示）

加工食品については、原料調達先の多様化・グローバル化が進展していることから、国内で製造・加工される加工食品について、その原料の原産地などが品質に関する情報として益々重要視されるようになっていきます。

このため従来、塩蔵わかめやうなぎ加工品など8品目で義務づけられていた原料原産地表示について、平成16年9月の加工食品品質表示基準の改正により、表示義務品目が生鮮食品と形態に近い20の加工食品群に拡大されました。

本基準は、消費者や製造者等への周知徹底等を図るため、約2年間の移行期間が設けられ、平成18年10月2日から完全施行されます。

多種多様な水産加工食品が製造され、その原料の多くを輸入品に依存している本県水産加工業界においては、平成18年10月の完全施行を目前に各地で研修会等が開催されるなど、その対応に向けた準備が進められています。

加工食品品質表示基準改正（H16.9.14）の概要

- イ 義務表示対象品目の拡大
（生鮮食品に近い20の加工食品群が義務表示対象として横断的に網羅されました。）
- ロ 産地を強調した表示に関する誤認防止のルール化
（加工食品全般について、産地名が加工地を示すのか原料の産地を示すのか不明確な表示が禁止されました。）

< 改正加工食品表示基準別表2（抜粋。水産関係分） >

- 1 素干魚介類，塩干魚介類，煮干魚介類及びこんぶ，干しのり，焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
- 2 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 3 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 4 ゆで，又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 5 表面をあぶった魚介類
- 6 フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(6) みやぎ食の安全安心推進条例に基づく基本計画の策定

食品の生産技術の進歩及び流通の広域化，国際化等に伴い，食品による健康被害の大規模化，原因究明の困難化等が懸念されるとともに，食品を巡る様々な事件・事故等が頻発し，食に対する消費者の信頼が大きく揺らいでいることから，食の安全安心の確保の必要性が極めて高まっています。

このようなことから，本県では平成16年4月にそれまでのみやぎ食の安全安心基本方針を引き継ぐ形で，本県の食の安全安心の確保について定めた，みやぎ食の安全安心推進条例が施行されました。

さらに，平成18年3月には条例に基づく，食の安全安心の確保に関する基本的な計画が策定されました。計画では，食品の生産及び供給体制の確立，監視及び指導の強化，情報の共有及び相互理解の促進，食の安全安心のための体制整備等に努めるとともに，県民総参加運動を推進し，関係する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

今後，食の安全安心の確保をより確実なものとするため，条例に定められた県，生産者及び事業者の責務並びに消費者の役割をそれぞれ十分に認識しながら果たしていくことが求められています。

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」において定めた施策の大綱

- 1 安全で安心できる食品の供給の確保
生産現場又は流通段階における取組への行政の支援，監視及び指導等
- 2 食の安全安心に係る信頼関係の確立
生産者，事業者，消費者及び県の連携，協働等
- 3 食の安全安心を支える体制の整備
1と2の施策のサポート

(7) 地域ブランドの認証（商標法の一部改正）について

近年，全国各地で地域の自然，歴史，風土，文化等と関連した商品を創り出し，地域のブランド商品として発信する取組が盛んになっています。このような地域の主体的取組を支援するため，商標法の一部が改正され，地域ブランドを適切に保護する「地域団体商標」制度が創設されました。（平成18年4月1日施行）

これまでの制度では，地名入りの商標（地域名と商品名からなる商標）は，全国的な知名度を獲得するまでは登録ができないため，当該地域と全く関係のない商品にまで地域ブランドの名称が便乗利用される恐れがありました。また，地名を図形と組み合わせて商標登録しても，図形を換えたり文字のみで使用する場合には商標権の効力が及びませんでした。

今回創設された「地域団体商標」制度は，全国的には有名でなくても，近隣・複数の都道府県まで商品名が知られていれば，事業協同組合等（漁業協同組合，水産加工業協同組合等）に地名入り商標の登録が認められることとなっています。

本県においては，4月1日の施行と同時に，「仙台名産笹かまぼこ」（仙台蒲鉾協同組合），「仙台牛」（全農宮城県本部畜産部畜産課）などが出願されましたが，全国有数の水産県であることから知名度の高い水産物も多く，これら制度を活用した本県水産物のブランド化の取組が期待されています。

(8) 漁協運営基盤の強化に向けた一県一漁協構築への取組

本県漁協系統では、環境の変化に的確に対応し、漁業経営の安定化と地域の活性化に大きな役割を果たしている漁協組織の経営基盤を強化するため、平成17年度までに県内漁協を北部・中部・南部の3つの自立漁協とすることを決定し、取組を進めてきました。

しかし、漁業をめぐる状況はその後も厳しさを増したことから漁協系統では、将来にわたり組合員の負託にこたえる盤石な漁協組織を構築するため、平成17年3月に、平成19年度中を目標とした沿海地区全35漁協の大合併と県漁連、県信漁連を包括承継した「一県一漁協」を構築することを決定しました。

県や全国組織等の支援のもと、平成17年12月には各漁協からの信用事業譲渡による統合信漁連が完成し、平成18年3月には32漁協による合併仮調印がなされました。(P51「コラム」、第2部P45「主な取組」参照)

【合併漁協の組織・事業の概要】

| 項目 | 概要 |
|-------|---|
| 名称 | (仮称)宮城県漁業協同組合〔略称：JFみやぎ〕 |
| 組合員数 | 正組合員： 8,676人 准組合員： 3,937人 計 12,613人(平成16年度現在) < 全国第2位規模 > |
| 組合の地区 | 宮城県一円の区域 |
| 事務所 | 本 所：仙台市 総合支所：塩釜市，石巻市，気仙沼市 支所・出張所：合併漁協及びその支所 |
| 役員 | 経営管理委員：13人 理事：6人 監事：4人 |
| 職員数 | 419人 |
| 取扱規模 | 販売取扱高：328億円 < 全国第1位規模 > 貯金残高：509億円 < 全国第2位規模 > |

「取扱規模」については、合併初年時(平成19年度)の見込値

(9) 仙台湾における貧酸素水塊の発生

鳴瀬川等の大河川が流入し豊じょうの海として本県の漁業を支えてきた仙台湾において、近年、アカガイの漁獲量が激減するとともに、魚類の死亡や逃避等による水揚げ不振が顕著となり、貧酸素水塊発生 of 恒常化等の影響が懸念されています。

漁業者からは貧酸素水塊発生の原因究明とその対策が求められており、仙台湾の漁場環境保全対策が緊急な課題となっています。

このような中、平成17年11月には、県と海洋政策研究財団の共催で「海 の健康診断シンポジウム in みやぎ～仙台湾の環境について考える～」が開催され漁業関係者はもとより、広く県民方々の関心を集めました。(第2部P20「主な取組」参照)

なお、県では平成18年度から仙台湾の底質・水質や幼稚仔分布状況等の調査を行い、漁場環境を把握し、保全対策の検討に資することとしています。

(10) 仙台湾における保護区域の設定

多種多様な漁船漁業や遊漁（釣り）などに利用されている仙台湾では、近年、カレイ類の漁獲量が減少傾向にあります。最も水揚げ量の多いマコガレイの資源量減少が、その大きな要因であることがわかりました。（P31「コラム」参照）

このため、漁業関係者がマコガレイの資源管理について協議・検討を重ねた結果、遊漁船業者の理解のもと仙台湾にマコガレイの産卵親魚と幼稚仔の保護を図ることを目的とした保護区域を設定することで合意にいたりました。これを受けて、平成17年11月には海区漁業調整委員会指示が発動され、約5ヶ月間の保護区域の設定がなされました。資源保護のための県、漁業者及び遊漁船業者等が一体となった画期的な取組として注目されています。（第2部 P19「主な取組」参照）

保護区域：マコガレイの産卵場所（波島沖及び閉上沖の3カ所 / 1マイル四方）
保護期間：平成17年12月10日から平成18年4月30日まで。約5ヶ月間
指示内容：保護区域内の全ての水産動植物の採捕の禁止

(11) 県北部海域における操業調整

県北部においては、沿岸と沖合漁業間の操業トラブル防止等のため、漁業者同士の話し合いが継続的に実施され、操業ルールの確立と漁業秩序の安定に向けた取組が行われています。

その結果、平成17年度においては、これまで海区漁業調整委員会への届出制であった秋さけ固定式刺網漁業について、操業隻数や操業ルールの明確化を図り同委員会の承認制に移行しました。

また、せん（かご）漁業やタラ刺網漁業については、同業者間での操業ルールの申し合わせが行われ、沖合底びき網漁業との漁場競合トラブルを回避するなど、同海域での操業秩序の確立に向けた取組が進展しています。